

## 第25回 所有権留保

2015/01/28①

松岡 久和

**Case 25-01** Xは、中古自動車甲をAに120万円で売却し、頭金20万円を受領して甲を引き渡したが、10回分割払いとした残代金の完済まで、甲の登録名義はXにとどめておくことにした。この事例において、次の場合を検討しなさい（それぞれ別問題）。

- ① Aが代金完済前に甲をYに150万円で売却して引き渡した場合、XはYに対して甲の返還を請求できるか。Aが中古自動車販売業者で甲を転売目的で購入した場合とそうでない場合で結論に違いが出るか。
- ② Aが株式会社であり、代金完済前に倒産した場合、Xはどういう権利を行使できるか。所有権留保の法律構成による違いにより結論に差が出るか。

### 1 所有権留保の意義と機能

#### (1) 信用売買の発展と無資力の危険

- ・先履行売買の制約（留置権・同時履行の抗弁権は使用不能）、動産売買先取特権の弱点（実行手続や333条など）

#### (2) 所有権という形式と担保の実質（譲渡担保同様の争い）

- ・過剰担保や清算の問題は少←目的物と被担保債権の強い関連性

### 2 所有権留保の設定と消滅

#### (1) 所有権留保特約（割販7条参照）＝176条の所有権移転時期の合意

- ・当事者 売主または信販会社と買主
- ・客体 売買目的物。不動産では規制（宅建43条）があり、動産がほとんど
  - ※「延長された所有権留保」（転売代金債権の譲渡担保の効力を持つ）は転売先未定では通知や承諾を備えられず利用できなかったが、第三債務者を特定しない債権譲渡登記により可能に
- ・被担保債権 代金債権＋違約金など（割販6条の制約も参照）
  - ※「拡大された所有権留保」（被担保債権の拡大）の例は乏しい→過剰担保問題が生じうる

#### (2) 対抗要件

- ・不要←物権「変動」でない；占有改定説やネームプレート説も
  - ←→民事再生の場合、信販会社の別除権行使には対抗要件が必要（最判平22・6・4民集64巻4号1107頁）

#### (3) 所有権留保の消滅

- ・代金完済で消滅し所有権が移転。なお宅建43条では、代金3/10の支払で消滅。

### 3 所有権留保権の効力

#### (1) 目的物の利用関係

- ・買主としての利用・危険負担。ただし、特約で代金完済まで使用・収益・処分を制限

#### (2) 売買目的物の引揚げによる優先弁済

- ・要件：買主の債務不履行；失権条項や期限の利益喪失条項（割販5条や消契10条の制約）
- ・多数説：解除権行使が実行の要件
- ・清算義務と同時履行の抗弁権・留置権。もっとも清算金なしも少なくない←使用減価
- ・目的物引揚げの自力救済は禁止→訴訟手続と仮処分

※物上代位の判例はないが、（流動しない）集合動産譲渡担保について転売代金債権への物上代位を認めたPI 375は所有権留保構成も可能な事例

(3) 所有権留保の対外的効力：もっぱら買主側の第三者との関係

(a) 買主から転得した第三者との関係

**所有権的構成** 善意取得成立なら第三者は所有権取得；不成立なら、留保所有権者は返還請求可能（最判昭42・4・27判時492号55頁：同業者の過失認定）

**担保権的構成** 善意取得成立なら第三者は所有権取得；不成立でも、第三者は所有権留保という担保権の制約付の所有権を取得（物上保証人的地位）

★転売を予定した商品に所有権留保は許されるか？

**判例**（百I<sup>6</sup>100=P I 392）：許容のうえ、代金を完済しているエンドユーザーに対して、転売に協力したディーラーの返還請求を権利濫用とした

←→転買主保護が不十分（登記・登録請求不可）、限界が不明

**学説** 転売授權説、当然消滅説、即時取得説等

(b) 買主の債権者との関係

①買主の債権者の差押え

**判例** 所有権的構成→**第三者異議**（民執38条、P I 391）。倒産との関係で維持可能？

**通説** 担保権的構成→**優先弁済のみ**（方法は譲渡担保同様分かれる）

②買主の倒産

**判例** 所有権的構成→破産・民事再生：**取戻権**（破62条、民再52条）？

※会社更生の場合は譲渡担保に関する最判昭41・4・28民巻20巻4号900頁と同様更生担保権となろうし、破産・民事再生でもすでに別除権構成に移行

**通説** 担保権的構成→破産・民事再生：**別除権**（破65条、民再53条）、会社更生：**更生担保権**（会更2条10項）

(c) 所有権留保売主の所有者としての責任

- ・自動車の購入代金を立替払いした信販会社が、立替金債務の担保のためにその自動車の所有権を留保した場合において、契約上、期限の利益喪失による弁済期到来後には買主から引渡しを受け、これを売却して残債務の弁済に充てることができる。とされていたときは、留保所有権者は、弁済期到来後には、第三者の不動産上に放置されている自動車の撤去義務を負う（百I<sup>7</sup>100）